

第1 制度の沿革

1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の違いによって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組合法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退職料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。
- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育

職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあつては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があつた場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別個に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適性かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、

すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

(11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。

(12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。

(13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることに
より平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

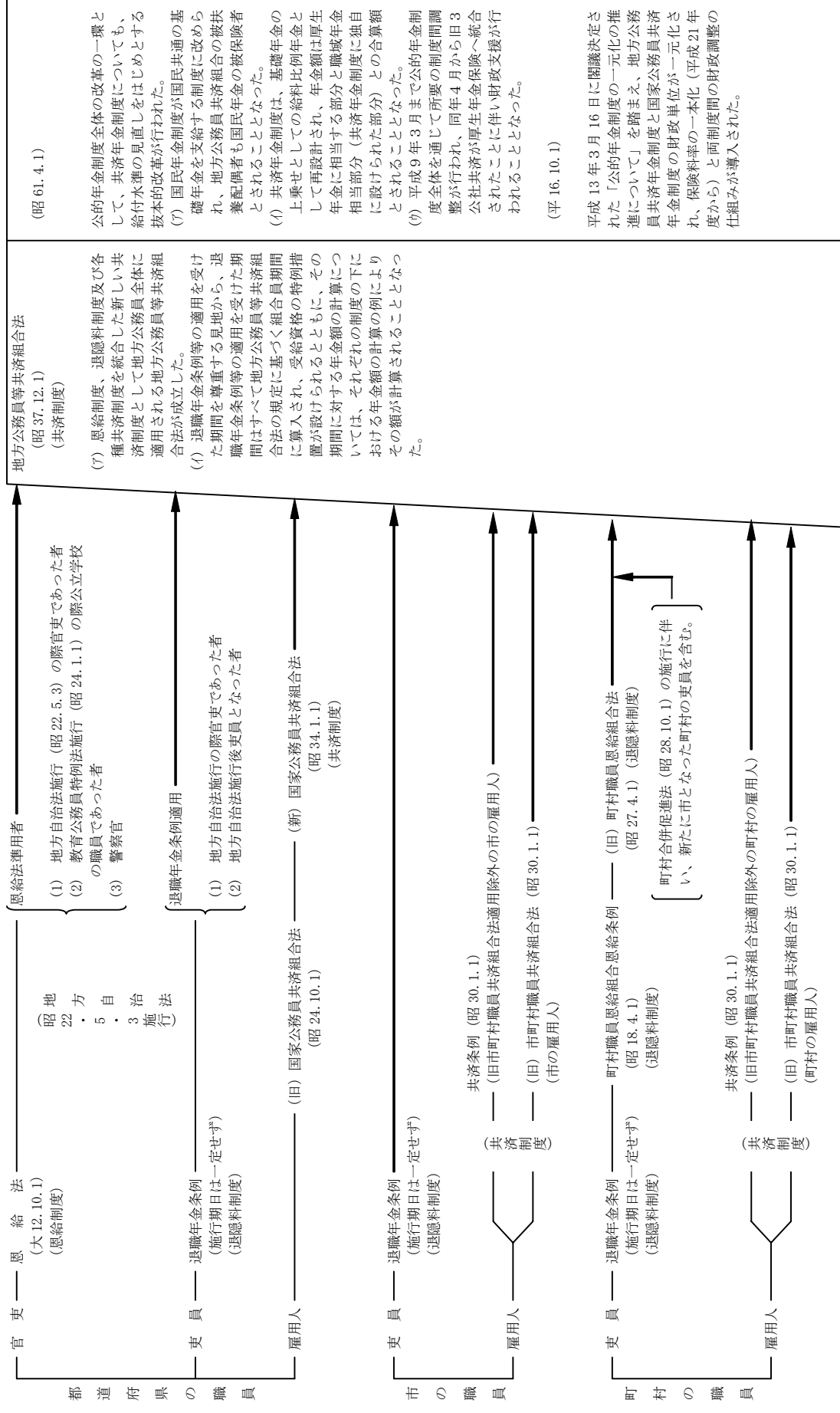
2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生

じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成 12 年 2 月 1 日
イギリス	○		平成 13 年 2 月 1 日
アメリカ合衆国	○	○	平成 17 年 10 月 1 日
大韓民国	○		平成 17 年 4 月 1 日
フランス	○	○	平成 19 年 6 月 1 日
ベルギー	○	○	平成 19 年 1 月 1 日
カナダ	○		平成 20 年 3 月 1 日
オーストラリア	○		平成 21 年 1 月 1 日
オランダ	○	○	平成 21 年 3 月 1 日
チェコ	○	○	平成 21 年 6 月 1 日
イタリア	○		未定
スペイン	○		未定

地方公務員の退職年金制度の沿革 (略表)



3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、現行の地方議会議員共済会（以下「共済会」という）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、平成 18 年 10 月から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

第 2 制度の改正等

1 制度の改正

平成 20 年においては、「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 86 号）」等により制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

(1) 離婚等をした場合の被扶養配偶者である期間についての特例制度の創設

組合員又は組合員であった者（以下「特定組合員」という）が、平成 20 年 4 月 1 日以後に離婚等をした場合において、当該特定組合員の配偶者は、当該特定組合員が組合員であった期間であり、かつ、当該配偶者が当該特定組合員の配偶者として、国民年金法における第 3 号被保険者であった期間に係る平成 20 年 4 月 1 日以後の組合員期間について、特定組合員の掛金の標準となった給料及び期末手当等の額を 2 分の 1 に分割する請求ができることとされた。

(2) 後期高齢者医療制度の創設

新たに後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、後期高齢者医療の被保険者等である組合員については、短期給付に関する規定を適用しないこととされた。また、被扶養者の対象から後期高齢者医療の被保険者等である者及び後期高齢者医療の被保険者等である組合員の収入により生計を維持する者を除くこととされた。

(3) 高額介護合算療養費制度の創設

医療保険及び介護保険の両制度を利用することにより自己負担額が著しく高額になる場合に、家計破綻防止の観点から、高額介護合算療養費を支給することとされた。

(4) 特定健康診査等の実施

組合は、福祉事業として特定健康診査及び特定保健指導を行うこととされ、その費用の一部について国が補助することができることとされた。

2 平成 20 年度における年金額の改定

年金額の改定については、平成 16 年の法改正によりマクロ経済スライドが導入されており、給付と負担の関係が自動的に調整されることになっている。

ただし、平成 12 年度から平成 14 年度にかけての物価下落時に特例的に据え置かれた分 (1.7%) が解消されるまでは、マクロ経済スライドは適用されないこととされている。平成 20 年度においては、平成 19 年平均の全国消費者物価指数が前年と同水準であったことから、年金額の改定は行われなかったこととされた。

第3 制度の概要

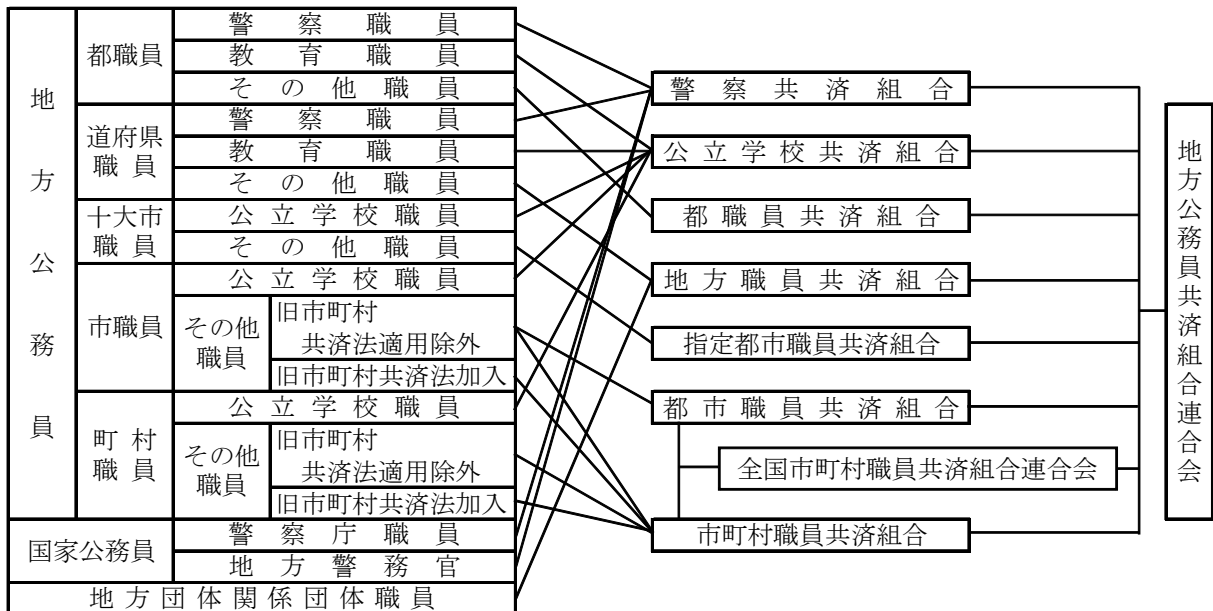
1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

(2) 地方公務員共済組合連合会

組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての地方公務員共済組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

イ 組合の長期給付（基礎年金拠出金に係る負担を含む。）に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を定めること。

ウ 長期給付積立金を管理すること。

エ 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

オ その他その目的を達成するために必要な事業。

(3) 全国市町村職員共済組合連合会

市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの。①長期給付の決定及び支払 ②長期給付に充てるべき積立金の積立て ③長期給付に係る業務上の余裕金の管理 ④その他総務省令で定める業務。

イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切

に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するため、短期給付に係る財政調整事業を行うこと。

オ 構成組合が行う育児・介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児・介護休業手当金に係る共同事業を行うこと。

カ 災害給付積立金を管理すること。

キ 福祉事業を行うこと。

ク その他その目的を達成するために必要な事業。

なお、平成 18 年度まで、各市町村職員共済組合及び都市職員共済組合ごとに行われてきた長期給付事業は、平成 19 年 4 月から市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織する組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

(ア) 適用状況

組合のうち、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合及び

都職員共済組合の組合員については法の短期給付に関する規定が全面的に適用されているが、市町村職員共済組合にあつては大阪府市町村職員共済組合の組合員については法の短期給付に関する規定（育児・介護休業手当金に係る部分を除く。）は適用されず、また、指定都市職員共済組合にあつては札幌市職員共済組合の組合員、名古屋市職員共済組合の組合員及び大阪市職員共済組合の組合員、都市職員共済組合にあつては北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合の組合員についてのみ法の短期給付に関する規定が適用されている。なお、短期給付のうち育児・介護休業手当金に関する規定は、すべての地方公務員共済組合の組合員に適用されている。

(イ) 給付の種類

a 法定給付には次の 15 種類がある。

保健給付……………①療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費並びに移送費 ②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 ③高額療養費及び高額介護合算療養費
④出産費 ⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料
休業給付……………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金
災害給付……………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

b 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には次の 4 種類がある。

退職給付……………①退職共済年金
障害給付……………②障害共済年金 ③障害一時金
遺族給付……………④遺族共済年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前

の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

(6) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の運営
- ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(7) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方公共団体の負担金が免除される。また、子が3歳に達するまでの養育による部分休業の取得等に伴い給料が減額された場合、減額後の給料をもとに掛金及び負担金が算定される。

- ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている。

イ 長期給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の 3 分の 1（平成 16 年度から段階的に引き上げを実施し、平成 21 年度までに 2 分の 1）に相当する額及び公務上による給付に要する費用を地方公共団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方公共団体と組合員とが折半により負担することとされている。

ウ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成 16 年度以降においては、各年度の組合の事務に要する費用の 2 分の 1 に 100 分の 75 を乗じて得た額と組合の事務に要する費用の 2 分の 1 に 100 分の 60 を乗じて得た額の合算額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとする特例が設けられている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(ア) 短期給付……その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 長期給付……その費用の予想額と掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことが出来るように算定し、またその費用は少なくとも 5 年ごとに再計算を行う。なお、平成 16 年の法改正により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の財政単位の一元化、厚生年金の財政計算における有限均衡方式（既に生まれている世代が概ね年金受給を終える 100 年程度の期間について、当該期間の終了時に保険給付に支障が生じない程度の水準の積立金を保有す

ることとしつつ、給付と負担の均衡を図ることとする財政方式)の採用などを踏まえ、長期給付に要する費用は、その費用の予想額と国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の予想額の合計額と、両共済の収入及び積立金の額の合計額とが、概ね100年間に相当する期間の終了時に必要な額の積立金を保有しつつ、財政の均衡を保つことができるように算定されることとされている。

(8) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者(役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(9) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組

合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後 2 年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなことを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

(10) 特例継続組合員

地方公務員法の一部を改正する法律(昭和 56 年法律第 92 号)の公布の日(昭和 56 年 11 月 20 日)において現に組合員であった者で、地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例で定める日(定年退職日)まで引き続く組合員が、条例で定める日に退職した場合において、組合員期間が 10 年以上であり、かつ、退職共済年金を受ける権利を有しない者が、当該退職に係る組合に対し退職の日の翌日から起算して 6 月を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに申し出たときは、特例継続組合員の資格を取得し、長期給付の規定の適用については当該退職はなかったものとみなされる。

(11) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共済の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第 3 条の 2 の 2 の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第 3 条の 3 の規定により、恩給に関する法令の改正により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(12) 派遣職員に関する法の適用

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(13) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）は、法第144条の3第1項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和57年4月1日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第144条の3第1

項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、これらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。）

イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）

ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの

エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合

オ 地方公務員災害補償基金

カ 消防団員等公務災害補償等共済基金

キ 水害予防組合

ク 地方住宅供給公社

ケ 地方道路公社

コ 土地開発公社

サ 一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる4種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

- ア 退職給付……………①退職共済年金
- イ 障害給付……………②障害共済年金 ③障害一時金
- ウ 遺族給付……………④遺族共済年金

なお、昭和61年3月31日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

(4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業
- イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設経営
- ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

(5) 費用の負担

団体共済部が給付を行うために必要な費用は、基礎年金拠出金に要する費用の額の3分の1（平成16年度から段階的に引き上げを実施し、平成21年度までに2分の1）に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が、また業務上の給付に要する費用を地方団体関係団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方団体関係団体と団体組合員とが折半により負担することとされた。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負

担とされ、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成 16 年度以降においては、事務に要する費用に 100 分の 60 を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとする特例が設けられている。

3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 共 済 会

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- ア 都道府県の議会の議員・・・・・・・・・・都道府県議会議員共済会
- イ 市（特別区を含む。）の議会の議員・・・・・・・・市議会議員共済会
- ウ 町村の議会の議員・・・・・・・・・・町村議会議員共済会

(2) 給 付

共済会が行う給付には、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の 5 種類がある。

(3) 費用の負担

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金（都道府県議会議員共済会が標準報酬月額額の 100 分の 13.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.0）及び特別掛金（都道府県議会議員共済会が期末手当の 100 分の 2.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 7.5）をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされているが、その負担は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額額の 100 分

の 10.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.5（市町村合併に伴う激変緩和分 100 分の 4.5 を含む。）とされている。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 地方議会議員共済会が支給する年金の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは増額又は減額改定されている。

第4 事業の概要

I 地方公務員共済組合の事業の概要

〔I〕 組合及び組合員の概況

1 組合等の数

平成20年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合4の合計65組合（うち、短期給付の適用は55組合）であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組 合 名	年 度		
	平成20年度末	平成19年度末	前年度との比較増減
地方職員共済組合	1 (47)	1 (47)	0 (0)
公立学校共済組合	1 (47)	1 (47)	0 (0)
警察共済組合	1 (49)	1 (49)	0 (0)
東京都職員共済組合	1	1	0
指定都市職員共済組合	10	10	0
市町村職員共済組合	47	47	0
都市職員共済組合	4	6	△ 2
計	65 (143)	67 (143)	△ 2 (0)

注1. () 内の数は、支部数である。

2. 都市職員共済組合から、西宮市及び長崎市が市町村職員共済組合に加入している。

2 組合員数

平成 20 年度末現在の組合員数は、短期給付適用は 2,822,746 人、長期給付適用は 2,945,504 人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員 2,368,308 人（短期給付適用者全体の 83.9%）、地方公共団体の長である組合員 1,776 人（同 0.1%）、特定消防組合員 129,198 人（同 4.6%）、船員一般組合員 2,198 人（同 0.1%）、特定警察組合員 247,160 人（同 8.8%）及び任意継続組合員 74,106 人（同 2.6%）である。長期給付適用は、一般組合員 2,368,308 人（長期給付適用者全体の 80.4%）、地方公共団体の長である組合員 1,841 人（同 0.1%）、特定消防組合員 129,198 人（同 4.4%）、長期組合員 175,916 人（同 6.0%）、特定消防長期組合員 19,728 人（同 0.7%）、船員一般組合員 2,198 人（同 0.1%）、継続長期組合員 1,155 人（同 0.0%）及び特定警察組合員 247,160 人（同 8.4%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で 757 人増加（0.0%増）しており、その内訳は、一般組合員 12,325 人減、地方公共団体の長である組合員 18 人減、特定消防組合員 3,651 人増、船員一般組合員 108 人減、特定警察組合員 116 人増及び任意継続組合員 9,441 人増となっている。長期給付適用は総数で 46,634 人減少（1.6%減）しており、その内訳は、一般組合員 12,325 人減、地方公共団体の長である組合員 18 人減、特定消防組合員 3,651 人増、長期組合員 35,124 人減、特定消防長期組合員 2,782 人減、船員一般組合員 108 人減、継続長期組合員 44 人減、特定警察組合員 116 人増となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,767,568 人（短期給付適用者全体の 62.6%）、女子組合員 1,055,178 人（同 37.4%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が 2,228 人減少、女子組合員は 2,985 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,849,319 人（長期給付適用者全体の 62.8%）、女子組合員 1,096,185 人（同 37.2%）であり、前年度と比較すると男子組合員が 36,125 人減少、女子組合員も 10,509 人減少している（第 2 表その(一)参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済

組合が 69.2%、警察共済組合が 90.4%、指定都市職員共済組合が 74.8%、市町村職員共済組合が 63.8%及び都市職員共済組合が 67.2%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均 62.6%より高くなっているが、公立学校共済組合の 50.4%及び東京都職員共済組合の 60.7%はこの平均より低くなっている。長期給付適用は、地方職員共済組合が 68.9%、警察共済組合が 90.4%、指定都市職員共済組合が 71.5%、全国市町村職員共済組合連合会が 63.6%で、これらの組合は長期給付適用全体の平均 62.8%より高くなっているが、公立学校共済組合の 50.2%及び東京都職員共済組合の 60.7%はこの平均より低くなっている（第 2 表その（二）参照）。

第 2 表 組合員数の状況

その（一） 組合員種別

（短期給付適用）

区 分 組合員の種類		平成 20 年度 末		平成 19 年度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
一 般 組 合 員		人	%	人	%	人	%
	男	1,355,763	48.0	1,367,357	48.5	△ 11,594	△ 0.8
	女	1,012,545	35.9	1,013,276	35.9	△ 731	△ 0.1
	計	2,368,308	83.9	2,380,633	84.4	△ 12,325	△ 0.5
地方公共団体の 長である組合員	男	1,750	0.1	1,773	0.1	△ 23	△ 1.3
	女	26	0.0	21	0.0	5	23.8
	計	1,776	0.1	1,794	0.1	△ 18	△ 1.0
特定消防組合員	男	127,013	4.5	123,602	4.4	3,411	2.8
	女	2,185	0.1	1,945	0.1	240	12.3
	計	129,198	4.6	125,547	4.4	3,651	2.9
船員一般組合員	男	2,186	0.1	2,293	0.1	△ 107	△ 4.7
	女	12	0.0	13	0.0	△ 1	△ 7.7
	計	2,198	0.1	2,306	0.1	△ 108	△ 4.7
特定警察組合員	男	232,578	8.2	233,165	8.3	△ 587	△ 0.3
	女	14,582	0.5	13,879	0.5	703	5.1
	計	247,160	8.8	247,044	8.8	116	0.0
短 期 組 合 員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
任意継続組合員	男	48,278	1.7	41,606	1.5	6,672	16.0
	女	25,828	0.9	23,059	0.8	2,769	12.0
	計	74,106	2.6	64,665	2.3	9,441	14.6
合 計	男	1,767,568	62.6	1,769,796	62.7	△ 2,228	△ 0.1
	女	1,055,178	37.4	1,052,193	37.3	2,985	0.3
	計	2,822,746	100.0	2,821,989	100.0	757	0.0

(長期給付適用)

区分 組合員の種類		平成 20 年度 末		平成 19 年度 末		増 減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男	1,355,763	46.0	1,367,357	45.7	△ 11,594	△ 0.8
	女	1,012,545	34.4	1,013,276	33.9	△ 731	△ 0.1
	計	2,368,308	80.4	2,380,633	79.6	△ 12,325	△ 0.5
地方公共団体の 長である組合員	男	1,815	0.1	1,837	0.1	△ 22	△ 1.2
	女	26	0.0	22	0.0	4	18.2
	計	1,841	0.1	1,859	0.1	△ 18	△ 1.0
特定消防組合員	男	127,013	4.3	123,602	4.1	3,411	2.8
	女	2,185	0.1	1,945	0.1	240	12.3
	計	129,198	4.4	125,547	4.2	3,651	2.9
長期組合員	男	109,519	3.7	133,909	4.5	△ 24,390	△ 18.2
	女	66,397	2.3	77,131	2.6	△ 10,734	△ 13.9
	計	175,916	6.0	211,040	7.1	△ 35,124	△ 16.6
特定消防長期 組 合 員	男	19,317	0.7	22,103	0.7	△ 2,786	△ 12.6
	女	411	0.0	407	0.0	4	1.0
	計	19,728	0.7	22,510	0.8	△ 2,782	△ 12.4
船員一般組合員	男	2,186	0.1	2,293	0.1	△ 107	△ 4.7
	女	12	0.0	13	0.0	△ 1	△ 7.7
	計	2,198	0.1	2,306	0.1	△ 108	△ 4.7
継続長期組合員	男	1,128	0.0	1,178	0.0	△ 50	△ 4.2
	女	27	0.0	21	0.0	6	28.6
	計	1,155	0.0	1,199	0.0	△ 44	△ 3.7
特定警察組合員	男	232,578	7.9	233,165	7.8	△ 587	△ 0.3
	女	14,582	0.5	13,879	0.5	703	5.1
	計	247,160	8.4	247,044	8.3	116	0.0
特例継続組合員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
合 計	男	1,849,319	62.8	1,885,444	63.0	△ 36,125	△ 1.9
	女	1,096,185	37.2	1,106,694	37.0	△ 10,509	△ 0.9
	計	2,945,504	100.0	2,992,138	100.0	△ 46,634	△ 1.6

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- (1) 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- (2) 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市町村長である組合員である。
- (3) 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令（以下「令」という。）附則第 30 条の 4 に規定する特定消防職員である組合員である。
- (4) 「長期組合員」とは、法附則第 29 条第 1 項、令附則第 43 条第 1 項若しくは第 45 条第 3 項の規定により、又は令附則第 44 条第 1 項に規定する総務大臣の承認を得たことにより法の短期給付に関する規定（育児休業手当金・介護休業手当金に係る部分を除く。）の適用を受けない組合員である。
- (5) 「特定消防長期組合員」とは、長期組合員のうち令附則第 30 条の 4 に規定する特定消防職員である組合員である。
- (6) 「船員一般組合員」とは、船員保険法第 17 条の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- (7) 「継続長期組合員」とは、法第 140 条第 1 項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員である。
- (8) 「特定警察組合員」とは、令附則第 30 条の 4 に規定する特定警察職員である組合員である。
- (9) 「特例継続組合員」とは、法附則第 28 条の 7 第 1 項の規定による申し出をした者である。
- (10) 「短期組合員」とは、次に掲げる組合員である。
 - ① 組合又は市町村連合会の役員である組合員である者のうち昭和 58 年法律第 59 号附則第 8 条第 2 項の規定により引き続き組合役員である者
 - ② 旧市町村職員共済組合の組合員であった者で昭和 39 年法律第 152 号による改正前の法附則第 31 条の規定により組合員となり、引き続き昭和 39 年法律第 152 号附則第 3 条の規定による申し出をしたもの。
- (11) 「任意継続組合員」とは、法第 144 条の 2 第 1 項の規定による申し出をした者である。

その（二） 組合別
（短期給付適用）

区 分 組 合 名		平成 20 年 度 末		平成 19 年 度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
		人	%	人	%	人	%
地 方 職 員 共 済 組 合	男	221,375	69.2	227,358	69.7	△ 5,983	△ 2.6
	女	98,404	30.8	98,788	30.3	△ 384	△ 0.4
	計	319,779	100.0	326,146	100.0	△ 6,367	△ 2.0
公 立 学 校 共 済 組 合	男	503,460	50.4	507,760	50.6	△ 4,300	△ 0.8
	女	496,202	49.6	496,645	49.4	△ 443	△ 0.1
	計	999,662	100.0	1,004,405	100.0	△ 4,743	△ 0.5
警 察 共 済 組 合	男	265,648	90.4	266,287	90.7	△ 639	△ 0.2
	女	28,067	9.6	27,280	9.3	787	2.9
	計	293,715	100.0	293,567	100.0	148	0.1
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男	78,609	60.7	80,640	60.8	△ 2,031	△ 2.5
	女	50,978	39.3	51,903	39.2	△ 925	△ 1.8
	計	129,587	100.0	132,543	100.0	△ 2,956	△ 2.2
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	男	58,941	74.8	41,616	77.3	17,325	41.6
	女	19,886	25.2	12,218	22.7	7,668	62.8
	計	78,827	100.0	53,834	100.0	24,993	46.4
市 町 村 職 員 共 済 組 合	男	621,399	63.8	627,380	63.8	△ 5,981	△ 1.0
	女	352,788	36.2	356,302	36.2	△ 3,514	△ 1.0
	計	974,187	100.0	983,682	100.0	△ 9,495	△ 1.0
都 市 職 員 共 済 組 合	男	18,136	67.2	18,755	67.4	△ 619	△ 3.3
	女	8,853	32.8	9,057	32.6	△ 204	△ 2.3
	計	26,989	100.0	27,812	100.0	△ 823	△ 3.0
合 計	男	1,767,568	62.6	1,769,796	62.7	△ 2,228	△ 0.1
	女	1,055,178	37.4	1,052,193	37.3	2,985	0.3
	計	2,822,746	100.0	2,821,989	100.0	757	0.0

(注) 指定都市職員共済組合の組合員の著しい増加は、名古屋市職員共済組合が短期給付事業を開始（名古屋港管理組合の職員のみ従前より短期給付適用。）した影響である。

（長期給付適用）

区 分 組 合 名		平成 20 年 度 末		平成 19 年 度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
		人	%	人	%	人	%
地 方 職 員 共 済 組 合	男	223,592	68.9	230,422	69.5	△ 6,830	△ 3.0
	女	100,775	31.1	101,155	30.5	△ 380	△ 0.4
	計	324,367	100.0	331,577	100.0	△ 7,210	△ 2.2
公 立 学 校 共 済 組 合	男	487,122	50.2	493,738	50.4	△ 6,616	△ 1.3
	女	483,126	49.8	485,424	49.6	△ 2,298	△ 0.5
	計	970,248	100.0	979,162	100.0	△ 8,914	△ 0.9
警 察 共 済 組 合	男	262,247	90.4	263,171	90.7	△ 924	△ 0.4
	女	27,797	9.6	27,037	9.3	760	2.8
	計	290,044	100.0	290,208	100.0	△ 164	△ 0.1
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男	77,462	60.7	79,644	60.9	△ 2,182	△ 2.7
	女	50,099	39.3	51,079	39.1	△ 980	△ 1.9
	計	127,561	100.0	130,723	100.0	△ 3,162	△ 2.4
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	男	128,473	71.5	131,931	71.8	△ 3,458	△ 2.6
	女	51,277	28.5	51,799	28.2	△ 522	△ 1.0
	計	179,750	100.0	183,730	100.0	△ 3,980	△ 2.2
全 国 市 町 村 職 員 共 済 組 合 連 合 会	男	670,423	63.6	686,538	63.8	△ 16,115	△ 2.3
	女	383,111	36.4	390,200	36.2	△ 7,089	△ 1.8
	計	1,053,534	100.0	1,076,738	100.0	△ 23,204	△ 2.2
合 計	男	1,849,319	62.8	1,885,444	63.0	△ 36,125	△ 1.9
	女	1,096,185	37.2	1,106,694	37.0	△ 10,509	△ 0.9
	計	2,945,504	100.0	2,992,138	100.0	△ 46,634	△ 1.6

(注) 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

3 被扶養者数

平成 20 年度末現在の被扶養者数は 3,023,632 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 262,724 人減少している。

また、組合員（短期適用組合員 2,822,746 人）1 人当たりの被扶養者数は 1.07 人で、前年と比較すると 0.09 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.34 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.89 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

（短期給付適用）

区分 組合名	平成20年度末		平成19年度末		増 減		
	被扶養者数 人	組合員 1 人 当たり	被扶養者数 人	組合員 1 人 当たり	被扶養者数 人	増 減	
						伸び率 %	組合員 1 人 当たり
地方職員共済組合	386,352	1.21	423,834	1.30	△ 37,482	△ 8.8	△ 0.09
公立学校共済組合	947,284	0.95	1,030,629	1.03	△ 83,345	△ 8.1	△ 0.08
警察共済組合	394,304	1.34	413,017	1.41	△ 18,713	△ 4.5	△ 0.07
東京都職員共済組合	115,108	0.89	125,386	0.95	△ 10,278	△ 8.2	△ 0.06
指定都市職員共済組合	101,952	1.29	74,579	1.39	27,373	36.7	△ 0.10
市町村職員共済組合	1,049,158	1.08	1,186,271	1.21	△ 137,113	△ 11.6	△ 0.13
都市職員共済組合	29,474	1.09	32,640	1.17	△ 3,166	△ 9.7	△ 0.08
合 計	3,023,632	1.07	3,286,356	1.16	△ 262,724	△ 8.0	△ 0.09

- （注） 1 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の被扶養者数は、短期給付の適用を受ける札幌市職員共済組合、名古屋市職員共済組合（平成 19 年度末は名古屋港管理組合の職員に限る。）、大阪市職員共済組合、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合の組合員の被扶養者数である。
- 2 上記 1 に掲げる組合以外の組合員一人あたりの被扶養者数は、短期給付非適用の組合員を除いて算定した。
- 3 指定都市職員共済組合の被扶養者数の著しい増加は、名古屋市職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

4 給料月額及び期末手当等の額

平成20年度末現在の組合員の給料月額の総額は、短期給付適用が9,967億円、長期給付適用が1兆390億円であり、それぞれ前年度と比較して、短期給付適用が145億円(1.4%)減、長期給付適用が312億円(2.9%)減となっている。これを組合員1人当たりの給料月額で見ると、短期給付適用353,108円、長期給付適用が352,738円となり、前年度と比較して、短期給付適用が5,235円(1.5%)減、長期給付適用が4,944円(1.4%)減となっている。

また、期末手当等の総額は、短期給付適用が4兆8,544億円、長期給付適用が5兆1,956億円であり、長期給付適用について前年度と比較すると1,648億円(3.1%)減となっている。これを組合員1人当たりの期末手当等の額で見ると、短期給付適用が1,719,761円、長期給付適用が1,763,896円となり、長期給付適用について前年度と比較すると27,571円(1.5%)減となっている(第4表参照)。

第4表 給料月額及び期末手当等の額の状況

その(一) 給料月額及び期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成20年度末		平成19年度末		増減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	111,916,500	556,375,773	115,839,449	576,807,723	△ 3,922,950	△ 3.4	△ 20,431,950	△ 3.5
公立学校共済組合	381,582,548	1,836,993,898	389,855,427	1,888,547,578	△ 8,272,878	△ 2.1	△ 51,553,680	△ 2.7
警察共済組合	98,319,580	496,335,585	100,464,787	508,060,595	△ 2,145,207	△ 2.1	△ 11,725,010	△ 2.3
東京都職員共済組合	44,116,348	237,622,625	46,357,710	246,810,625	△ 2,241,362	△ 4.8	△ 9,188,000	△ 3.7
指定都市職員共済組合	26,359,547	139,537,526	17,860,238	95,764,779	8,499,309	47.6	43,772,747	45.7
市町村職員共済組合	325,258,119	1,544,957,596	331,341,026	1,585,638,212	△ 6,082,907	△ 1.8	△ 40,680,616	△ 2.6
都市職員共済組合	9,182,616	42,625,918	9,522,597	44,767,522	△ 339,981	△ 3.6	△ 2,141,604	△ 4.8
合計	996,735,259	4,854,448,921	1,011,241,234	4,946,397,034	△ 14,505,975	△ 1.4	△ 91,948,113	△ 1.9

(注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある(以下、概要部分の表について同じ)。

2 指定都市職員共済組合の給料月額及び期末手当等の額の著しい増加は、名古屋市職員共済組合が短期給付事業を開始(名古屋港管理組合の職員のみ従前より短期給付適用)した影響である。

(長期給付適用)

区分 組合名	平成20年度末		平成19年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	113,258,448	572,201,037	117,469,310	593,160,223	△ 4,210,862	△ 3.6	△ 20,959,186	△ 3.5
公立学校共済組合	371,471,557	1,835,690,859	380,896,721	1,886,218,884	△ 9,425,164	△ 2.5	△ 50,528,025	△ 2.7
警察共済組合	97,125,257	495,860,869	99,325,517	506,778,934	△ 2,200,261	△ 2.2	△ 10,918,065	△ 2.2
東京都職員共済組合	43,452,407	237,332,113	45,745,159	246,597,343	△ 2,292,752	△ 5.0	△ 9,265,230	△ 3.8
指定都市職員共済組合	61,638,336	326,258,653	63,523,545	337,307,153	△ 1,885,209	△ 3.0	△ 11,048,500	△ 3.3
全国市町村職員共済組合連合会	352,045,478	1,728,219,829	363,274,397	1,790,253,384	△ 11,228,918	△ 3.1	△ 62,033,555	△ 3.5
合 計	1,038,991,483	5,195,563,360	1,070,234,648	5,360,315,921	△ 31,243,165	△ 2.9	△ 164,752,561	△ 3.1

その（二） 組合員1人当たりの給料月額及び期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成20年度末		平成19年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	349,981	1,739,876	355,177	1,768,557	△ 5,196	△ 1.5	△ 28,681	△ 1.6
公立学校共済組合	381,712	1,837,615	388,146	1,880,265	△ 6,434	△ 1.7	△ 42,650	△ 2.3
警察共済組合	334,745	1,689,854	342,221	1,730,646	△ 7,476	△ 2.2	△ 40,792	△ 2.4
東京都職員共済組合	340,438	1,833,692	349,756	1,862,117	△ 9,318	△ 2.7	△ 28,425	△ 1.5
指定都市職員共済組合	334,397	1,770,174	331,765	1,778,890	2,632	0.8	△ 8,716	△ 0.5
市町村職員共済組合	333,876	1,585,894	336,838	1,611,942	△ 2,962	△ 0.9	△ 26,048	△ 1.6
都市職員共済組合	340,235	1,579,381	342,392	1,609,648	△ 2,157	△ 0.6	△ 30,267	△ 1.9
合 計	353,108	1,719,761	358,343	1,752,805	△ 5,235	△ 1.5	△ 33,044	△ 1.9

(長期給付適用)

区分 組合名	平成20年度末		平成19年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	349,168	1,764,054	354,275	1,788,906	△ 5,107	△ 1.4	△ 24,852	△ 1.4
公立学校共済組合	382,862	1,891,981	389,003	1,926,360	△ 6,141	△ 1.6	△ 34,379	△ 1.8
警察共済組合	334,864	1,709,606	342,256	1,746,261	△ 7,392	△ 2.2	△ 36,655	△ 2.1
東京都職員共済組合	340,640	1,860,538	349,940	1,886,411	△ 9,300	△ 2.7	△ 25,873	△ 1.4
指定都市職員共済組合	342,911	1,815,069	345,744	1,835,885	△ 2,833	△ 0.8	△ 20,816	△ 1.1
全国市町村職員共済組合連合会	334,157	1,640,403	337,384	1,662,664	△ 3,227	△ 1.0	△ 22,261	△ 1.3
合 計	352,738	1,763,896	357,682	1,791,467	△ 4,944	△ 1.4	△ 27,571	△ 1.5

〔Ⅱ〕 短期給付の概況

1 収支の状況

平成20年度の短期経理の収支は組合全体で、収入1兆6,408億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出1兆7,059億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引650億円の赤字決算となっている。なお、平成19年度は25億円の赤字決算であった（第5表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が87.4%（前年度87.0%）、利息及び配当金が0.3%（同0.3%）、その他の収入が5.1%（同5.3%）、前年度繰越支払準備金が7.3%（同7.5%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では726億円（4.6%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金703億円（5.2%）増、利息及び配当金2億円（3.7%）増、その他の収入1億円（0.1%）増、前年度繰越支払準備金20億円（1.7%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が38.3%（前年度40.8%）、休業給付が4.3%（同4.2%）、災害給付が0.0%（同0.0%）、附

加給付が 0.9% (同 1.0%)、老人保健拠出金が 1.5% (同 15.2%)、退職者給付拠出金が 6.4% (同 17.8%)、前期高齢者納付金が 16.4%、後期高齢者支援金が 13.5%、病床転換支援金が 0.0%、その他の支出が 11.7% (同 13.3%)、次年度繰越支払準備金が 7.1% (同 7.6%) となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 1,351 億円 (8.6%) 増加しており、その内訳は、保健給付が 110 億円 (1.7%) 増、休業給付が 83 億円 (12.7%) 増、災害給付が 3 億円 (42.5%) 減、附加給付が 12 億円 (7.6%) 減、老人保健拠出金が 2,142 億円 (89.4%) 減、退職者給付拠出金が 1,708 億円 (61.2%) 減、前期高齢者納付金が 2,794 億円増、後期高齢者支援金が 2,306 億円増、病床転換支援金が 1 億円増、その他の支出が 97 億円 (4.7%) 減、次年度繰越支払準備金が 18 億円 (1.5%) 増である (第 5 表その (二) 参照)。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額 (年度末組合員 (育児・介護休業手当金のみ適用の組合員を除く。)) で年間収入額を除して得た額は、前年度 481,351 円に対し、本年度は 506,546 円 (5.2%増) である。

第5表 短期経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区 分	収 入 (A)			
		平成20年度	平成19年度	増 減	増減率
		千円	千円	千円	%
地方職員共済組合		183,756,838	166,527,941	17,228,898	10.3
公立学校共済組合		525,979,727	539,338,147	△ 13,358,420	△ 2.5
警察共済組合		166,964,230	154,850,210	12,114,019	7.8
東京都職員共済組合		77,821,918	73,557,127	4,264,791	5.8
指定都市職員共済組合		45,916,181	28,431,855	17,484,327	61.5
全国市町村職員共済組合連合会		37,323,774	41,009,091	△ 3,685,317	△ 9.0
市町村職員共済組合		584,429,370	546,080,025	38,349,345	7.0
都市職員共済組合		18,621,622	18,467,631	153,991	0.8
合 計		1,640,813,660	1,568,262,028	72,551,633	4.6

(注) 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、短期
(注) 指定都市職員共済組合の収支状況の著しい増加は名古屋市職員共済組合が短期給付事業を開始（名古屋

その（二） 費用別収支状況

費 目	区 分	収 入 (A)					
		平成20年度		平成19年度		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
		千円	%	千円	%	千円	%
負担金		708,739,997	43.2	676,978,423	43.2	31,761,573	4.7
掛金		697,418,175	42.5	663,520,352	42.3	33,897,823	5.1
任意継続掛金		27,444,159	1.7	22,804,297	1.5	4,639,861	20.3
利息及び配当金		4,245,819	0.3	4,095,267	0.3	150,552	3.7
その他		83,537,071	5.1	83,483,857	5.3	53,214	0.1
小 計		1,521,385,219	92.7	1,450,882,196	92.5	70,503,023	4.9
前年度繰越支払準備金		119,428,441	7.3	117,379,832	7.5	2,048,609	1.7
合 計		1,640,813,660	100.0	1,568,262,028	100.0	72,551,633	4.6

(注) 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、短

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成20年度	平成19年度	増 減	増減率	平成20年度	平成19年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
194,168,983	179,220,469	14,948,514	8.3	△ 10,412,145	△ 12,692,528
574,046,081	519,187,832	54,858,248	10.6	△ 48,066,353	20,150,315
170,376,784	161,859,365	8,517,419	5.3	△ 3,412,554	△ 7,009,155
75,415,781	68,766,285	6,649,496	9.7	2,406,137	4,790,842
44,974,683	26,622,378	18,352,305	68.9	941,498	1,809,477
37,256,079	37,588,286	△ 332,207	△ 0.9	67,695	3,420,805
590,342,262	559,403,454	30,938,808	5.5	△ 5,912,892	△ 13,323,429
19,270,132	18,133,268	1,136,864	6.3	△ 648,510	334,363
1,705,850,785	1,570,781,339	135,069,446	8.6	△ 65,037,124	△ 2,519,311

給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。
(屋港管理組合の職員のみ従前より短期給付適用。) した影響である。

区 分 費 目	支 出 (B)						差引額 (A)-(B) 千円
	平成20年度		平成19年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	
保 健 給 付	652,531,746	38.3	641,499,988	40.8	11,031,758	1.7	
休 業 給 付	73,885,369	4.3	65,575,910	4.2	8,309,459	12.7	平成20年度
災 害 給 付	382,292	0.0	664,994	0.0	△ 282,702	△ 42.5	△ 65,037,124
附 加 給 付	15,084,903	0.9	16,324,480	1.0	△ 1,239,576	△ 7.6	
老人保健拠出金	25,267,123	1.5	239,489,183	15.2	△ 214,222,060	△ 89.4	平成19年度
退職者給付拠出金	108,430,276	6.4	279,182,452	17.8	△ 170,752,176	△ 61.2	△ 2,519,311
前期高齢者納付金	279,360,073	16.4	—	—	279,360,073	—	
後期高齢者支援金	230,599,603	13.5	—	—	230,599,603	—	
病床転換支援金	149,504	0.0	—	—	149,504	—	
そ の 他	198,894,012	11.7	208,615,891	13.3	△ 9,721,879	△ 4.7	
小 計	1,584,584,902	92.9	1,451,352,898	92.4	133,232,004	9.2	
次年度繰越支払準備金	121,265,882	7.1	119,428,441	7.6	1,837,441	1.5	
合 計	1,705,850,785	100.0	1,570,781,339	100.0	135,069,446	8.6	

期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その（三） 組合員1人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	平成20年度		平成19年度		増 減			
	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	増減率	1人当たりの額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	167,480,503	523,738	150,606,243	461,776	16,874,260	11.2	61,962	13.4
公立学校共済組合	481,969,438	482,132	496,005,451	493,830	△14,036,013	△2.8	△11,698	△2.4
警察共済組合	153,635,989	523,078	141,560,906	482,210	12,075,083	8.5	40,868	8.5
東京都職員共済組合	71,939,171	555,142	67,928,676	512,503	4,010,495	5.9	42,639	8.3
指定都市職員共済組合	37,450,717	448,425	23,035,419	373,570	14,415,298	62.6	74,855	20.0
市町村職員共済組合	505,720,330	518,027	469,095,609	475,653	36,624,721	7.8	42,374	8.9
都市職員共済組合	15,406,181	549,181	15,070,768	512,881	335,413	2.2	36,300	7.1
合 計	1,433,602,330	506,546	1,363,303,072	481,351	70,299,257	5.2	25,195	5.2

- (注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金、負担金を含む。
 2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。
 3 指定都市職員共済組合の掛金及び負担金収入額の著しい増加は、名古屋市職員共済組合が短期給付事業を開始（名古屋港管理組合の職員のみ従前より短期給付適用。）した影響である。

2 短期財源率の状況

平成20年度末現在の短期財源率の状況は、第6表のとおりである。

平成15年度から総報酬制が導入され、各共済組合において、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用するよう短期財源率の算定が行われている。

第6表 短期財源率の状況

その（一） 市町村職員共済組合以外の組合

①給料に乗じる率 (単位：%)

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	43.48	43.48	86.96	10.02	2.96
公立学校共済組合	37.00	37.00	74.00	8.22	3.30
警察共済組合	45.00	45.00	90.00	11.02	3.30
東京都職員共済組合	46.3125	46.3125	92.625	9.35	4.40
札幌市職員共済組合	53.64375	53.64375	107.2875	11.275	4.30
名古屋市職員共済組合	43.075	43.075	86.15	10.10	3.075
大阪市職員共済組合	48.75	48.75	97.50	10.00	3.75
北海道都市職員共済組合	52.3875	52.3875	104.775	12.45	7.325
仙台市職員共済組合	43.125	43.125	86.25	10.65	3.75
愛知県都市職員共済組合	-	-	-	-	1.54

②期末手当等に乗じる率 (単位：%)

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	34.78	34.78	69.56	8.02	2.36
公立学校共済組合	29.60	29.60	59.20	6.58	2.64
警察共済組合	36.00	36.00	72.00	8.82	2.64
東京都職員共済組合	37.05	37.05	74.10	7.48	3.52
札幌市職員共済組合	42.915	42.915	85.83	9.02	3.44
名古屋市職員共済組合	34.46	34.46	68.92	8.08	2.46
大阪市職員共済組合	39.00	39.00	78.00	8.00	3.00
北海道都市職員共済組合	41.91	41.91	83.82	9.96	5.86
仙台市職員共済組合	34.50	34.50	69.00	8.52	3.00
愛知県都市職員共済組合	-	-	-	-	1.24

その（二） 市町村職員共済組合

①給料に乗じる率 (単位：%)

区分	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
組合名						組合名					
北海道	54.4125	54.4125	108.825	12.275	5.75	滋賀県	45.50	45.50	91.00	9.75	4.45
青森県	48.55	48.55	97.10	10.75	5.15	京都府	47.625	47.625	95.25	10.50	5.90
岩手県	48.00	48.00	96.00	11.60	5.25	大阪府	-	-	-	-	1.44
宮城県	48.125	48.125	96.25	10.125	5.40	兵庫県	48.75	48.75	97.50	10.50	4.35
秋田県	50.4125	50.4125	100.825	10.575	3.6875	奈良県	51.3375	51.3375	102.675	10.75	4.75
山形県	43.75	43.75	87.50	9.60	5.15	和歌山県	49.375	49.375	98.75	11.40	5.00
福島県	45.00	45.00	90.00	10.00	3.90	鳥取県	46.25	46.25	92.50	9.825	7.25
茨城県	44.00	44.00	88.00	10.10	5.25	島根県	49.65	49.65	99.30	10.25	7.50
栃木県	42.70	42.70	85.40	10.10	5.95	岡山県	46.875	46.875	93.75	10.50	5.00
群馬県	46.25	46.25	92.50	10.80	4.475	広島県	48.875	48.875	97.75	10.50	3.00
埼玉県	45.9375	45.9375	91.875	10.35	5.00	山口県	48.25	48.25	96.50	10.675	5.40
千葉県	42.50	42.50	85.00	9.80	5.925	徳島県	46.50	46.50	93.00	9.80	4.50
東京都	39.00	39.00	78.00	9.00	6.00	香川県	45.75	45.75	91.50	10.00	6.00
神奈川県	43.125	43.125	86.25	11.00	4.30	愛媛県	50.90	50.90	101.80	10.625	5.00
新潟県	45.9375	45.9375	91.875	10.00	6.00	高知県	47.50	47.50	95.00	10.80	5.25
富山県	41.875	41.875	83.75	9.00	4.25	福岡県	52.5125	52.5125	105.025	10.575	3.75
石川県	40.625	40.625	81.25	10.00	7.50	佐賀県	53.80	53.80	107.60	10.00	3.00
福井県	39.375	39.375	78.75	8.80	5.30	長崎県	48.875	48.875	97.75	9.425	3.75
山梨県	45.00	45.00	90.00	10.75	4.50	熊本県	53.7375	53.7375	107.475	10.10	3.775
長野県	43.85	43.85	87.70	9.625	5.30	大分県	52.8375	52.8375	105.675	9.875	4.00
岐阜県	46.25	46.25	92.50	10.50	3.70	宮崎県	52.4875	52.4875	104.975	10.60	7.40
静岡県	36.875	36.875	73.75	9.75	4.45	鹿児島県	56.125	56.125	112.25	11.525	3.01
愛知県	40.70	40.70	81.40	11.50	3.85	沖縄県	55.95	55.95	111.90	10.675	4.725
三重県	47.00	47.00	94.00	10.00	4.50	平均	47.15	47.15	94.29	10.32	4.94

②期末手当等に乗じる率 (単位：%)

区分	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
組合名						組合名					
北海道	43.53	43.53	87.06	9.82	4.60	滋賀県	36.40	36.40	72.80	7.80	3.56
青森県	38.84	38.84	77.68	8.60	4.12	京都府	38.10	38.10	76.20	8.40	4.72
岩手県	38.40	38.40	76.80	9.28	4.20	大阪府	-	-	-	-	1.16
宮城県	38.50	38.50	77.00	8.10	4.32	兵庫県	39.00	39.00	78.00	8.40	3.48
秋田県	40.33	40.33	80.66	8.46	2.95	奈良県	41.07	41.07	82.14	8.60	3.80
山形県	35.00	35.00	70.00	7.68	4.12	和歌山県	39.50	39.50	79.00	9.12	4.00
福島県	36.00	36.00	72.00	8.00	3.12	鳥取県	37.00	37.00	74.00	7.86	5.80
茨城県	35.20	35.20	70.40	8.08	4.20	島根県	39.72	39.72	79.44	8.20	6.00
栃木県	34.16	34.16	68.32	8.08	4.76	岡山県	37.50	37.50	75.00	8.40	4.00
群馬県	37.00	37.00	74.00	8.64	3.58	広島県	39.10	39.10	78.20	8.40	2.40
埼玉県	36.75	36.75	73.50	8.28	4.00	山口県	38.60	38.60	77.20	8.54	4.32
千葉県	34.00	34.00	68.00	7.84	4.74	徳島県	37.20	37.20	74.40	7.84	3.60
東京都	31.20	31.20	62.40	7.20	4.80	香川県	36.60	36.60	73.20	8.00	4.80
神奈川県	34.50	34.50	69.00	8.80	3.44	愛媛県	40.72	40.72	81.44	8.50	4.00
新潟県	36.75	36.75	73.50	8.00	4.80	高知県	38.00	38.00	76.00	8.64	4.20
富山県	33.50	33.50	67.00	7.20	3.40	福岡県	42.01	42.01	84.02	8.46	3.00
石川県	32.50	32.50	65.00	8.00	6.00	佐賀県	43.04	43.04	86.08	8.00	2.40
福井県	31.50	31.50	63.00	7.04	4.24	長崎県	39.10	39.10	78.20	7.54	3.00
山梨県	36.00	36.00	72.00	8.60	3.60	熊本県	42.99	42.99	85.98	8.08	3.02
長野県	35.08	35.08	70.16	7.70	4.24	大分県	42.27	42.27	84.54	7.90	3.20
岐阜県	37.00	37.00	74.00	8.40	2.96	宮崎県	41.99	41.99	83.98	8.48	5.92
静岡県	29.50	29.50	59.00	7.80	3.56	鹿児島県	44.90	44.90	89.80	9.22	2.408
愛知県	32.56	32.56	65.12	9.20	3.08	沖縄県	44.76	44.76	89.52	8.54	3.78
三重県	37.60	37.60	75.20	8.00	3.60	平均	37.72	37.72	75.43	8.25	3.95

その（三） 育児・介護休業手当金に係る短期給付のみ実施している組合

(単位：%)

	短期財源率		
	掛金率	負担金率	計
給料に乗じる率	1.70	1.95	3.65
期末手当等に乗じる率	1.36	1.56	2.92

(注) 育児・介護休業手当金に係る短期給付のみ実施している組合は、札幌市、名古屋市及び大阪市を除く指定都市職員共済組合、大阪府市町村職員共済組合及び北海道都市と仙台市を除く都市職員共済組合である。

3 給付の状況

(1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに

準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

平成20年度の組合別受診率、1件当たり金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均16.68件（前年度と比較して0.01件減）、1件当たり金額については平均11,032円（同1.2%増）、1人当たり金額については平均221,612円（同1.8%増）となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、50.7%（前年度51.9%）となっている。これを組合別にみると、都市職員共済組合が54.9%で最も高く、東京都職員共済組合が45.0%で最も低くなっている（第10表参照）。

(4) 給付実績

平成20年度の給付実績は、法定給付件数が6,598万件（ほかに附加給付44万件）、法定給付額が7,268億円（ほかに附加給付額151億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は6,525億円（法定給付全体の89.8%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が6,261億円（同86.1%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が264億円（同3.6%）である。また、休業給付は739億円（同10.2%）、災害給付は4億円（同0.1%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付110億円（対前年度比1.7%）増、休業給付83億円（同12.7%）増、災害給付3億円（同42.5%）減となっている（第11表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付107億円、休業給付11億円、災害給付2億円、入院附加金6億円、結婚手当金25億円で、合計151億円となっており、前年度と比較すると、全体で12億円（同7.6%）減少している。これを給付別にみると、保健給付9億円（同7.6%）減、休業給付2億円（同13.6%）減、災害給付2億円（同43.2%）減、入院附加金4千万円（同6.2%）減、結婚手当金4千万円（同1.5%）増となっている（第12表参照）。

第7表 法定給付の内容

(平成20年度末現在)

種 類	内 容
療 養 の 給 付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらない病気、負傷 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
入 院 時 食 事 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合 ○ 基準額から標準負担額(1食につき260円)を控除した額
入 院 時 生 活 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 ○ 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,700円)を控除した額
保 険 外 併 用 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
家 族 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
家 族 移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
高 額 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給 (70歳未満の者の高額療養費算定基準額) <li style="margin-left: 20px;">ア 組合員が市町村民税非課税者等である場合 35,400円 <li style="margin-left: 20px;">イ 給料月額が424,000円以上の組合員及びその被扶養者 150,000円+(医療費-500,000円)×1% <li style="margin-left: 20px;">ウ ア、イに該当しない者 80,100円+(医療費-267,000円)×1%
高 額 介 護 合 算 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給
出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が出産したとき ○ 350,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は3万円を加算)
家 族 出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が出産したとき ○ 350,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は3万円を加算)
埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 ○ 50,000円
家 族 埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が死亡したとき ○ 50,000円
傷 病 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年) ○ 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)
出 産 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が出産したとき ○ 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあつては98日)以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間 ○ 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)
休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 ○ 所定の期間1日につき給料日額の100分の60
育 児 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が育児休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で子が1歳に達する日まで) ○ 1日につき給料日額の100分の50(このうち100分の20の額は、育児休業終了後引き続き6月以上組合員である時に支給)×政令で定める数値(1.25)
介 護 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が介護休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で3月を越えない期間) ○ 1日につき給料日額の100分の40×政令で定める数値(1.25)
弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 給料の1月分×政令で定める数値(1.25)
家 族 弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 給料の1月分×政令で定める数値(1.25)×100分の70
災 害 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき ○ 損害の程度に応じ給料×政令で定める数値(1.25)の3月分~0.5月分

※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(一定以上所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

第8表 附加給付の内容

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

(平成20年度末現在)

	家族療養費	家族訪問看護療養費	一部負担金払戻金	出産費	家族出産費	埋葬料	家族埋葬料	傷病手当金	結婚手当金	災害見舞金	入院附加金
地方職員	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ 1,000円未満は不払	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ 1,000円未満は不払	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ 1,000円未満は不払	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			傷病手当金期間 経過後6月間、 1日につき給料 日額 × $\frac{2}{3}$ × 1.25	1件につき 30,000円	法定給付 × $\frac{60}{100}$ 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の焼失 又は滅失の程度で ある場合 給料1ヶ月分 × 1.25 × $\frac{50}{100}$	1日につき 300円(引き 続いて7日 以上入院)
公立学校	(自己負担額 - 20,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 20,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 20,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	同上	1件につき 80,000円	同上	1日につき 500円
警察	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満は不払	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満は不払	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満は不払	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間 経過後1年間、 1日につき給料 日額 × $\frac{60}{100}$	1件につき 70,000円	同上	
都職員	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間 経過後6月間、 1日につき給料 日額 × $\frac{2}{3}$ × 1.25		同上	
札幌市職員	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)						1件につき 30,000円	同上	
名古屋市職員	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		同上	同上	1日につき 500円(引き 続いて7日 以上入院)
大阪市職員	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て)	1件につき 60,000円	1件につき 60,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間 経過後6月間、 1日につき給料 日額 × $\frac{2}{3}$ × 1.25		同上	
北海道都市職員	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (1,000円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (1,000円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (1,000円未満の端数は切り捨て)	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			同上	
仙台市職員	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満は不払	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満は不払	(自己負担額 - 25,000円) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満は不払			1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 30,000円	同上	7日以上 の入院を1件 として、1 件につき 5,000円

その(二) 市町村職員共済組合

(平成20年度末現在)

区分 組合名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割合 ②/①	家族療養費 基礎控除	家族訪問 看護療養費 基礎控除	一部負担金 払戻金 基礎控除	出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病 手当金	結婚 手当金	入院 附加金
	千円	千円	%	円	円	円	千円	千円	千円	千円	月	千円	1日円
北海道	11,698,563	158,189	1.35	25,000	25,000	25,000	30	30					
青森	6,136,161	74,605	1.22	25,000	25,000	25,000			50	50			
岩手	4,600,851	39,352	0.86	25,000	25,000	25,000							
宮城	5,513,174	64,520	1.17	25,000	25,000	25,000			50	50		20	300
秋田	5,049,772	43,333	0.86	25,000	25,000	25,000			20	20			
山形	4,335,814	54,886	1.27	25,000	25,000	25,000	20	10	50	30	6		
福島	6,503,494	87,715	1.35	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50			300
茨城	7,330,687	111,515	1.52	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50	6	30	500
栃木	5,028,945	78,658	1.56	25,000	25,000	25,000	40	40	50	50		30	500
群馬	5,625,712	112,024	1.99	25,000	25,000	25,000	50	50	50	50	6	45	500
埼玉	15,720,681	356,942	2.27	25,000	25,000	25,000	60	60	50	50		45	500
千葉	14,794,111	368,176	2.49	25,000	25,000	25,000	60	60	50	50	18	60	500
東京	7,536,138	158,922	2.11	25,000	25,000	25,000	60	60	50	50		60	500
神奈川	8,412,235	157,464	1.87	25,000	25,000	25,000	45	45	50	50		40	500
新潟	7,416,790	92,828	1.25	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
富山	3,323,287	35,859	1.08	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
石川	3,669,314	52,014	1.42	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
福井	2,491,800	28,104	1.13	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
山梨	2,710,559	30,397	1.12	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
長野	6,537,121	118,311	1.81	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50		30	500
岐阜	6,434,381	66,244	1.03	25,000	25,000	25,000			50	50		30	300
静岡	9,287,215	154,026	1.66	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50		30	500
愛知	6,284,056	81,132	1.29	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50		15	300
三重	5,334,192	62,088	1.16	25,000	25,000	25,000			50	50			
滋賀	4,287,763	57,447	1.34	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50			300
京都	3,775,338	39,441	1.04	25,000	25,000	25,000			50	50			
大阪	994,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫	11,442,842	157,282	1.37	25,000	25,000	25,000	20	20	30	30	6		300
奈良	4,741,900	56,227	1.19	25,000	25,000	25,000	20	20	20	20			
和歌山	4,073,110	60,613	1.49	25,000	25,000	25,000	30	30	30	30		30	300
鳥取	2,085,819	22,219	1.07	25,000	25,000	25,000							
島根	2,935,881	36,317	1.24	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50	12		
岡山	5,464,271	74,747	1.37	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50			200
広島	5,637,213	91,420	1.62	25,000	25,000	25,000	30	30	30	30		30	300
山口	4,802,777	85,739	1.79	25,000	25,000	25,000	30	30	30	30		30	300
徳島	2,930,983	33,227	1.13	25,000	25,000	25,000			50	50		20	
香川	2,980,588	46,309	1.55	25,000	25,000	25,000	20	20	30	30	6	30	
愛媛	4,608,951	46,041	1.00	25,000	25,000	25,000	15	15	50	50			
高知	2,973,450	28,579	0.96	25,000	25,000	25,000							
福岡	7,276,267	74,681	1.03	25,000	25,000	25,000							
佐賀	2,848,684	29,338	1.03	25,000	25,000	25,000							
長崎	4,530,347	64,449	1.42	25,000	25,000	25,000							
熊本	4,797,488	50,851	1.06	25,000	25,000	25,000							
大分	3,945,131	51,095	1.30	25,000	25,000	25,000			50	50			
宮崎	3,372,152	35,338	1.05	25,000	25,000	25,000			50	50			
鹿児島	6,142,828	78,402	1.28	25,000	25,000	25,000							
沖縄	4,252,234	57,754	1.36	25,000	25,000	25,000							
合計	262,675,572	3,864,816	1.47	25,000	25,000	25,000							

- (注) 1. 家族療養費附加金及び一部負担金払戻金の基礎控除額の支給率は、100%である。
 2. 傷病手当金附加金は、法定給付期間満了後の支給期間の延長月数である。
 3. 災害見舞金附加金については、各組合（大阪府を除く）とも実施しており、支給額は法定給付金額の60/100である。
 また、住居又は家財に係る焼失又は滅失の程度が1/5以上1/3未満の場合は、支給額は給料月額に1.25を乗じて得た額の50/100である。
 4. 「法定給付総額」及び「附加給付総額」欄は、各組合毎に千円未満の端数処理を行った。

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

その(一) 組合別

区分 組合名	受診率			1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員 1人当たり	被扶養者		組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者		
		組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり					組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり	
地方職員共済組合	7.99 (7.95)	9.76 (9.90)	8.08 (7.62)	17.76 (17.85)	10,706 (10,720)	11,173 (10,908)	104,666 (103,205)	130,483 (128,415)	107,999 (98,817)	235,149 (231,620)
公立学校共済組合	8.66 (8.59)	7.49 (7.65)	7.91 (7.46)	16.16 (16.25)	9,914 (10,010)	10,894 (10,601)	104,498 (103,423)	97,082 (96,095)	102,449 (93,650)	201,579 (199,519)
警察共済組合	6.93 (6.96)	10.82 (10.92)	8.06 (7.76)	17.75 (17.88)	11,341 (11,408)	11,067 (10,732)	95,282 (95,586)	141,607 (138,261)	105,482 (98,274)	236,889 (233,847)
東京都職員共済組合	8.77 (8.70)	7.57 (7.64)	8.53 (8.07)	16.34 (16.34)	10,282 (10,245)	11,325 (11,087)	114,128 (111,301)	104,826 (102,833)	118,011 (108,703)	218,953 (214,133)
指定都市職員共済組合	6.15 (4.20)	7.90 (5.32)	6.11 (3.84)	14.05 (9.52)	11,391 (12,107)	12,456 (12,809)	83,775 (61,318)	114,192 (79,578)	88,290 (57,442)	197,966 (140,896)
市町村職員共済組合	8.04 (7.99)	8.76 (8.84)	8.13 (7.33)	16.80 (16.83)	10,899 (10,879)	12,255 (11,965)	106,925 (105,278)	127,567 (125,152)	118,452 (103,779)	234,493 (230,430)
都市職員共済組合	8.13 (8.08)	8.94 (8.99)	8.19 (7.66)	17.07 (17.07)	11,380 (11,632)	12,680 (12,552)	116,763 (116,744)	137,104 (135,283)	125,545 (115,273)	253,867 (252,027)
平均	8.12 (8.06)	8.56 (8.63)	7.99 (7.41)	16.68 (16.69)	10,529 (10,566)	11,509 (11,212)	104,376 (102,927)	117,236 (114,733)	109,447 (98,521)	221,612 (217,661)

(注) 1. () 内の数は、平成19年度の実績である。

2. 「受診率」及び「1件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、家族入院時食事療養の給付、入院時食事療養費、家族入院時食事療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。

3. 「1人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。

4. 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受診率				1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員	被扶養者		合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者		合計
		組合員1人当たり	被扶養者1人当たり						組合員1人当たり	被扶養者1人当たり	
件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円	
北海道	7.37	8.43	7.41	15.79	13,039	13,723	13,404	119,626	138,506	121,848	258,133
青森県	8.20	9.61	8.53	17.81	11,567	12,400	12,016	119,574	146,979	130,384	266,553
岩手県	8.33	9.84	8.42	18.17	10,559	12,055	11,369	111,451	144,988	124,018	256,439
宮城県	8.36	8.76	8.75	17.11	10,556	12,678	11,642	110,629	138,358	138,203	248,988
秋田県	8.22	9.46	8.78	17.68	11,205	12,813	12,066	119,233	153,786	142,614	273,019
山形県	8.41	9.06	8.85	17.47	9,721	12,022	10,915	101,168	131,154	128,077	232,322
福島県	8.24	9.43	8.67	17.67	10,463	11,804	11,179	108,327	136,132	125,169	244,460
茨城県	8.19	8.49	8.00	16.69	10,496	12,081	11,302	107,992	123,460	116,236	231,452
栃木県	8.71	8.87	8.76	17.58	10,834	11,694	11,268	112,449	121,165	119,652	233,613
群馬県	7.68	8.73	8.46	16.41	10,910	11,459	11,202	97,649	114,090	110,523	211,738
埼玉県	8.45	8.81	8.34	17.25	10,578	11,629	11,114	110,835	123,076	116,529	233,912
千葉県	8.31	8.03	8.25	16.35	10,340	11,878	11,095	106,484	114,887	117,977	221,371
東京都	8.58	7.91	8.34	16.49	9,995	10,641	10,305	108,384	103,423	109,038	211,807
神奈川県	7.96	9.03	8.07	16.99	10,445	11,149	10,820	105,880	123,222	110,076	229,102
新潟県	7.88	8.07	8.03	15.94	10,055	12,491	11,287	99,282	125,030	124,413	224,312
富山県	7.99	5.53	8.14	13.51	11,307	12,933	11,972	104,544	80,145	118,043	184,690
石川県	7.56	6.75	8.06	14.30	12,029	13,787	12,858	107,105	106,377	127,096	213,482
福井県	7.60	6.83	7.69	14.43	11,864	13,306	12,546	103,775	100,568	113,195	204,342
山梨県	7.50	8.20	8.00	15.71	10,040	11,869	10,995	95,241	118,024	115,132	213,265
長野県	7.24	7.68	7.51	14.92	10,243	11,662	10,974	90,580	105,182	102,739	195,762
岐阜県	7.94	8.86	8.78	16.80	10,551	11,537	11,071	100,604	120,029	118,868	220,633
静岡県	7.50	7.56	7.87	15.06	10,159	11,523	10,844	93,563	103,418	107,740	196,981
愛知県	8.40	8.35	8.84	16.75	10,402	11,273	10,836	103,726	108,687	115,052	212,412
三重県	8.56	8.55	8.46	17.11	9,869	11,518	10,693	101,884	115,666	114,444	217,550
滋賀県	7.70	8.15	7.88	15.85	10,682	12,345	11,537	99,829	117,489	113,705	217,318
京都府	8.29	8.96	7.87	17.25	11,310	13,096	12,238	109,148	132,494	116,458	241,642
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	8.10	9.54	8.06	17.64	11,145	12,376	11,811	108,777	137,991	116,609	246,768
奈良県	8.77	10.71	8.48	19.48	12,099	13,845	13,058	121,013	166,412	131,856	287,426
和歌山県	8.73	8.10	7.40	16.83	10,995	13,924	12,404	109,570	126,087	115,266	235,657
鳥取県	7.45	8.84	7.87	16.29	10,695	13,027	11,960	96,842	137,022	121,976	233,865
島根県	7.31	9.13	7.78	16.44	10,780	12,672	11,831	96,652	136,762	116,468	233,414
岡山県	8.24	9.83	8.83	18.07	11,011	11,092	11,056	107,492	126,242	113,459	233,734
広島県	8.10	8.59	7.69	16.69	11,140	12,312	11,743	110,945	127,891	114,493	238,837
山口県	7.99	9.24	8.11	17.23	10,896	11,773	11,367	106,356	130,224	114,325	236,579
徳島県	8.80	9.44	9.04	18.24	11,107	12,830	11,998	113,904	140,082	134,210	253,986
香川県	8.17	7.85	8.55	16.01	10,973	13,156	12,042	109,191	120,595	131,445	229,785
愛媛県	7.76	9.56	8.15	17.32	11,264	12,346	11,861	102,128	135,729	115,728	237,857
高知県	7.86	7.89	7.84	15.75	11,805	13,703	12,756	110,450	125,506	124,698	235,956
福岡県	8.21	9.73	8.07	17.93	11,827	12,689	12,294	116,446	146,461	121,459	262,907
佐賀県	7.93	9.75	8.28	17.69	11,336	12,020	11,713	112,226	142,570	121,032	254,796
長崎県	7.40	10.26	7.66	17.66	11,229	12,771	12,125	101,740	153,977	114,877	255,717
熊本県	7.77	9.45	8.36	17.22	11,456	13,492	12,573	108,271	150,857	133,515	259,128
大分県	7.57	9.69	7.91	17.25	12,019	12,887	12,506	109,759	148,609	121,338	258,368
宮崎県	7.77	9.41	7.68	17.18	11,438	12,528	12,035	109,161	140,577	114,815	249,738
鹿児島県	7.55	11.01	7.44	18.56	11,736	12,703	12,310	106,062	163,449	110,455	269,511
沖縄県	7.87	9.44	6.88	17.30	11,429	14,023	12,844	109,975	157,458	114,736	267,432
平均	8.04	8.76	8.13	16.80	10,899	12,255	11,606	106,925	127,567	118,452	234,493

(注) 大阪府市町村職員共済組合については、健康保険組合を組織しているため、地共済法の短期給付に関する規定（育児・介護休業手当金に係る部分を除く。）は適用されない。

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

区分 組合名	掛金+負担金		法定給付		収入に対する 法定給付 の割合
	千円	円	千円	円	
地方職員共済組合	167,480,503	523,738	85,766,746	268,206	51.2 (56.7)
公立学校共済組合	481,969,438	482,132	242,278,284	242,360	50.3 (48.0)
警察共済組合	153,635,989	523,078	76,095,526	259,079	49.5 (52.7)
東京都職員共済組合	71,939,171	555,142	32,342,490	249,581	45.0 (47.2)
指定都市職員共済組合	37,450,717	448,425	19,190,396	220,283	51.2 (45.1)
市町村職員共済組合	505,720,330	518,027	262,675,572	268,615	51.9 (55.2)
都市職員共済組合	15,406,181	549,181	8,450,392	282,569	54.9 (57.2)
合計	1,433,602,330	506,546	726,799,406	256,188	50.7 (51.9)

(注) 1. 1人当たりの額は、任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。
2. 割合の()内の数は、平成19年度の実績である。

第11表 法定給付の給付実績

区分 給付別	平成20年度		平成19年度		増減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	65,482,275	652,531,746	65,052,664	641,499,989	429,611	0.7	11,031,757	1.7
内訳								
医療費	65,401,206	626,085,094	64,961,067	614,674,071	440,139	0.7	11,411,023	1.9
その他	81,069	26,446,651	91,597	26,825,918	△10,528	△11.5	△379,267	△1.4
休業給付	495,085	73,885,369	494,213	65,575,910	872	0.2	8,309,459	12.7
災害給付	509	382,292	913	664,994	△404	△44.2	△282,702	△42.5
合計	65,977,869	726,799,406	65,547,790	707,740,893	430,079	0.7	19,058,513	2.7

第 12 表 附加給付の給付実績

区分 給付別	平成 20 年度		平成 19 年度		増 減			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸び率	金 額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保 健 給 付	294,275	10,720,312	315,737	11,602,274	△ 21,462	△ 6.8	△ 881,962	△ 7.6
休 業 給 付	4,598	1,068,054	5,565	1,236,575	△ 967	△ 17.4	△ 168,521	△ 13.6
災 害 給 付	581	246,334	1,004	434,011	△ 423	△ 42.1	△ 187,677	△ 43.2
入 院 附 加 金	96,113	578,348	102,784	616,430	△ 6,671	△ 6.5	△ 38,082	△ 6.2
結 婚 手 当 金	40,884	2,471,855	40,342	2,435,190	542	1.3	36,665	1.5
合 計	436,451	15,084,903	465,432	16,324,480	△ 28,981	△ 6.2	△ 1,239,576	△ 7.6

〔Ⅲ〕 長期給付の概況

1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和 42 年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約 3 年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和 44 年 10 月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和 44 年 12 月に財源率の再計算を実施（昭和 45 年 1 月から適用）し、その後、昭和 49 年 12 月、昭和 54 年 12 月、昭和 59 年 12 月、平成元年 12 月、平成 6 年 12 月及び平成 11 年 12 月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成 8 年 12 月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年 12 月の再計算では、平成 2 年 4 月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年 12 月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組

合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成 15 年 4 月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成 16 年 10 月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と平成 21 年に一本化されるまで、毎年段階的に引き上げられることとされている（第 13 表参照）。

第 13 表 長期財源率の状況

(平成 20 年度末現在)

区 分	長期財源率（千分率）				
	財 源 率	掛金の率		負担金の率	
		給 料 に 乗 じ る 率	期 末 手 当 等 に 乗 じ る 率	給 料 に 乗 じ る 率	期 末 手 当 等 に 乗 じ る 率
地方公務員共済組合連合会	148.00	92.5000	74.00	92.5000	74.00
<ul style="list-style-type: none"> { 一般組合員 { 特別職 		74.00	74.00	74.00	74.00

2 収入の状況

長期経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金が主なものである。

平成 20 年度の負担金収入は 2 兆 9,207 億円、掛金収入は 1 兆 5,055 億円、利息及び配当金収入は 5,102 億円で、この三者の計は 4 兆 9,365 億円となり、基礎年金交付金 2,912 億円及びその他の収入（償還差益、財産処分益等）239 億円を含めた収入全体の計は 5 兆 2,516 億円となっている。

収入額については前年度と比較すると、負担金が 1,228 億円（4.0%）減、掛金が 88 億円（0.6%）減、利息及び配当金が 6,752 億円（57.0%）減、基礎

年金交付金が 207 億円（6.6%）減、その他の収入が 83 億円（53.4%）増となっており、全体では 8,192 億円（13.5%）の減少となっている（第 14 表その（二）参照）。

3 給付の状況

平成 20 年度の給付額は、全体で 4 兆 3,917 億円であり、前年度の 4 兆 3,503 億円と比較して 415 億円増加し、増加率は 1.0%である。給付額の伸びを年金の種類別にみると、退職年金が 0.8%、障害年金（公務外）が△0.8%、遺族年金（公務外）が 2.3%、その他が△3.4%となっている（第 15 表参照）。

次に、平成 20 年度末現在における年金の種類別受給権者数の状況をみると、年金受給権者の総数は 2,542,767 人で、退職年金が 1,830,550 人（全体の 72.0%）、減額退職年金が 66,857 人（同 2.6%）、通算退職年金が 20,661 人（同 0.8%）、障害年金が 43,010 人（同 1.7%）、遺族年金が 580,204 人（同 22.8%）、その他が 1,485 人（同 0.1%）となっている（第 16 表参照）。

第14表 長期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

組合名	区 分			
	収 入 (A)			
	平成20年度	平成19年度	増 減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	1,763,318,747	2,160,429,490	△ 397,110,744	△ 18.4
地方職員共済組合	582,523,180	630,959,085	△ 48,435,905	△ 7.7
公立学校共済組合	1,910,011,605	2,060,760,625	△ 150,749,020	△ 7.3
警察共済組合	458,209,337	565,055,290	△ 106,845,954	△ 18.9
東京都職員共済組合	215,855,331	244,621,382	△ 28,766,051	△ 11.8
指定都市職員共済組合	298,704,346	330,258,190	△ 31,553,844	△ 9.6
全国市町村職員共済組合連合会	1,518,495,286	1,615,855,133	△ 97,359,847	△ 6.0
合 計	6,747,117,831	7,607,939,198	△ 860,821,367	△ 11.3

(注) 1. 収入額については前年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金、
ていない。

2. 地方公務員共済組合連合会の数値は、連合会単独の経理単位のものであり、基礎年金拠出金経理

その(二) 費用別収支状況

費 目	区 分					
	平成20年度		平成19年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	2,920,737,975	6.2	3,043,558,624	6.4	△ 122,820,649	△ 4.0
(うち追加費用)	(944,454,832)	(2.0)	(1,079,390,449)	(2.3)	(△ 134,935,617)	(△ 12.5)
掛 金	1,505,540,620	3.2	1,514,336,591	3.2	△ 8,795,971	△ 0.6
利息及び配当金	510,244,035	1.1	1,185,400,767	2.5	△ 675,156,732	△ 57.0
基礎年金交付金	291,172,454	0.6	311,914,731	0.7	△ 20,742,277	△ 6.6
そ の 他	23,938,122	0.1	15,609,533	0.0	8,328,589	53.4
小 計	5,251,633,205	11.2	6,070,820,246	12.8	△ 819,187,041	△ 13.5
組 合 払 込 金	4,846,404	0.0	56,488,908	0.1	△ 51,642,504	△ 91.4
基礎年金拠出金負担金	1,199,465,812	2.6	1,168,715,363	2.5	30,750,449	2.6
基礎年金交付金連合会交付金	291,172,410	0.6	311,914,681	0.7	△ 20,742,271	△ 6.6
前年度繰越支払準備金	45,487	0.0	35,571	0.0	9,916	27.9
前年度繰越長期給付積立金	40,152,721,286	85.6	39,707,096,049	83.9	445,625,238	1.1
前年度繰越基礎年金拠出金 負担金充当金	97	0.0	415	0.0	△ 318	△ 76.6
合 計	46,899,884,702	100.0	47,315,071,233	100.0	△ 415,186,531	△ 0.9

(注) 1. 負担金には払込金を含む。

2. 収入額の前年度繰越長期給付積立金及び支出額の次年度繰越長期給付積立金には、地方公務員共

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
平成20年度	平成19年度	増 減	増減率	平成20年度	平成19年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
1,590,382,220	1,568,977,946	21,404,274	1.4	172,936,527	591,451,544
733,198,333	684,238,333	48,960,000	7.2	△ 150,675,153	△ 53,279,248
2,269,188,670	2,156,091,354	113,097,316	5.2	△ 359,177,064	△ 95,330,729
497,695,519	498,892,149	△ 1,196,630	△ 0.2	△ 39,486,183	66,163,141
299,384,291	279,125,673	20,258,618	7.3	△ 83,528,960	△ 34,504,291
362,997,524	365,024,257	△ 2,026,733	△ 0.6	△ 64,293,177	△ 34,766,067
1,626,960,678	1,609,954,649	17,006,028	1.1	△ 108,465,392	5,900,484
7,379,807,234	7,162,304,363	217,502,872	3.0	△ 632,689,403	445,634,835

また、支出額には次年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金は含まれ
を含む。

区 分 費 目	支				出	
	平成20年度		平成19年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
退 職 給 付	3,543,823,443	7.6	3,519,768,673	7.4	24,054,770	0.7
障 害 給 付	35,768,901	0.1	36,024,025	0.1	△ 255,124	△ 0.7
遺 族 給 付	810,615,458	1.7	792,729,696	1.7	17,885,762	2.3
短期在留脱退一時金	13,573	0.0	24,154	0.0	△ 10,582	△ 43.8
恩給組合条例給付	1,356,265	0.0	1,555,368	0.0	△ 199,103	△ 12.8
旧市町村共済法給付	155,495	0.0	152,582	0.0	2,913	1.9
基礎年金拠出金	1,199,465,861	2.6	1,168,715,731	2.5	30,750,130	2.6
年金保険者拠出金	22,149,237	0.0	24,608,304	0.1	△ 2,459,068	△ 10.0
財政調整拠出金	71,384,917	0.2	62,443,229	0.1	8,941,688	14.3
そ の 他	199,589,458	0.4	19,163,647	0.0	180,425,812	941.5
小 計	5,884,322,608	12.5	5,625,185,410	11.9	259,137,198	4.6
連 合 会 払 込 金	4,846,404	0.0	56,488,908	0.1	△ 51,642,504	△ 91.4
基礎年金拠出金負担金	1,199,465,812	2.6	1,168,715,363	2.5	30,750,449	2.6
基礎年金交付金支払金	291,172,410	0.6	311,914,681	0.7	△ 20,742,271	△ 6.6
次年度繰越支払準備金	65,322	0.0	45,487	0.0	19,836	43.6
次年度繰越長期給付積立金	39,520,012,053	84.3	40,152,721,286	84.9	△ 632,709,233	△ 1.6
次年度繰越基礎年金拠出金 負 担 金 充 当 金	92	0.0	97	0.0	△ 5	△ 5.1
合 計	46,899,884,702	100.0	47,315,071,233	100.0	△ 415,186,531	△ 0.9

済組合連合会の長期給付積立金を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

(平成 20 年度末現在)

年金の種類	区 分	給 付 件 数	給 付 金 額	1 件当たり 金 額	給付金額 の 割 合
		件	千円	円	%
退 職 年 金		10,448,610	3,425,133,915	327,808	78.0
	(9,967,351)	(3,396,698,625)	(340,782)	(78.1)
障害年金 (公務外)		140,381	33,790,302	240,704	0.8
	(138,513)	(34,061,027)	(245,905)	(0.8)
遺族年金 (公務外)		3,232,858	806,776,624	249,555	18.4
	(3,146,724)	(788,969,777)	(250,727)	(18.1)
そ の 他		554,691	126,032,294	227,212	2.9
	(572,204)	(130,525,070)	(228,109)	(3.0)
合 計		14,376,540	4,391,733,135	305,479	100.0
	(13,824,792)	(4,350,254,499)	(314,671)	(100.0)

- (注) 1. () 内の数は、平成 19 年度の実績である。
 2. 退職年金には、退職共済年金 (繰上げ支給を除く。) を含む。
 3. 障害年金には、障害共済年金を含む。
 4. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

第16表 年金種類別受給権者状況

(平成20年度末現在)

年金の種類	区分	受給権者数	年金額	1人当たり 平均年金額
		人	千円	円
退職年金		1,830,550 (1,736,898)	3,646,877,519 (3,569,493,333)	1,992,230 (2,055,097)
内訳	20年以上	1,678,989 (1,605,471)	3,590,810,115 (3,516,575,236)	2,138,674 (2,190,370)
	20年未満	151,561 (131,427)	56,067,404 (52,918,097)	369,933 (402,643)
減額退職年金		66,857 (68,018)	107,684,086 (110,648,716)	1,610,663 (1,626,756)
通算退職年金		20,661 (22,292)	16,857,247 (18,188,224)	815,897 (815,908)
障害年金		43,010 (41,274)	60,068,565 (58,698,754)	1,396,619 (1,422,173)
内訳	公務等	1,032 (1,010)	3,277,508 (3,222,862)	3,175,880 (3,190,952)
	公務外	41,978 (40,264)	56,791,056 (55,475,892)	1,352,877 (1,377,804)
遺族年金		580,204 (565,546)	885,960,636 (860,090,914)	1,526,981 (1,520,815)
内訳	公務等	3,359 (3,380)	6,522,001 (6,553,340)	1,941,650 (1,938,858)
	公務外	576,845 (562,166)	879,438,635 (853,537,574)	1,524,567 (1,518,302)
その他		1,485 (1,574)	498,157 (534,196)	335,459 (339,388)
合計		2,542,767 (2,435,602)	4,717,946,208 (4,617,654,137)	1,855,438 (1,895,898)

(注) 1. () 内の数は、平成19年度の実績である。

2. 退職年金には、退職共済年金(繰上げ支給を除く。)を含む。

3. 減額退職年金には、退職共済年金の繰上げ支給分を含む。

4. 障害年金には、障害共済年金を含む。

5. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

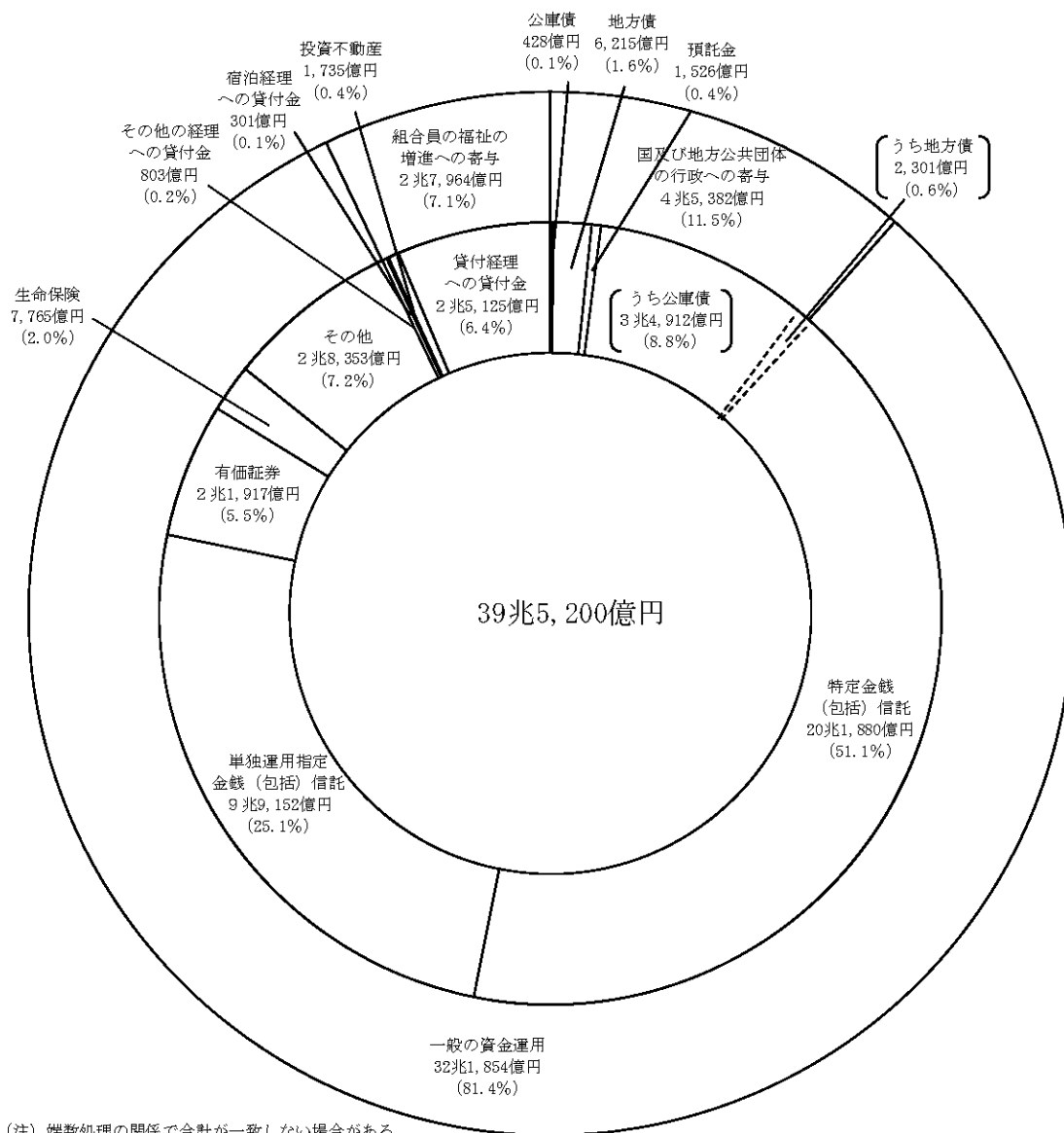
4 長期給付積立金の状況

平成20年度末における長期給付積立金の総額は39兆5,200億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の16兆3,362億円であり、最も少ないのは東京都職員共済組合の1兆441億円である。

また、平成20年度において減少した長期給付積立金の総額は約6,327億円（対前年度比1.6%減）であり、その内訳は、公立学校共済組合が3,592億円（同5.1%減）、地方職員共済組合が1,507億円（同9.0%減）等となっている（第17表参照）。

この長期給付積立金を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」とこととされている。長期給付積立金についてみれば、(1)貸付信託等による一般的な資金運用、(2)地方公共団体の行政目的の実現に資するよう、(ア)地方公共団体金融機構の発行する債券の取得、及び(イ)地方債の引受け並びに、(3)組合員の福祉の増進に資するよう、(ア)組合員の貸付に充てるための貸付経理に対する貸付け、(イ)その他各福祉経理に対する貸付け、及び(ウ)投資不動産による職員住宅等の取得等、の方法により運用されており、平成20年度末における運用状況は、第1図のとおりである。

第1図 長期給付積立金の運用状況



(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

[IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の平成20年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- (1) 保健経理 57組合
- (2) 医療経理 4組合
- (3) 宿泊経理 49組合
- (4) 住宅経理 4組合
- (5) 貯金経理 51組合
- (6) 貸付経理 65組合
- (7) 物資経理 32組合
- (8) 財形経理 24組合

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(平成20年度末現在)

組合名	経理名								
	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	0	1	1	1	0	0
公立学校共済組合	1	1	1	1	0	1	0	0	0
警察共済組合	1	1	1	1	0	1	1	0	0
東京都職員共済組合	1	1	1	0	0	1	0	0	0
指定都市職員共済組合	3	0	2	2	3	10	0	0	0
市町村職員共済組合	47	0	41	0	44	47	30	21	0
都市職員共済組合	3	0	2	0	3	4	0	3	0
計	57	4	49	4	51	65	32	24	0

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成20年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合										
札幌市		○	—	○	—	○	○	—	—	—
川崎市		—	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市		—	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋		○	—	○	○	○	○	—	—	—
京都市		—	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市		—	—	—	○	—	○	—	—	—
広島市		—	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州市		—	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡市		—	—	—	—	—	○	—	—	—
小計		3	0	2	2	3	10	0	0	0
都市職員共済組合										—
北海道都市		○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県都市		○	—	○	—	○	○	—	○	—
熊本市		—	—	—	—	—	○	—	○	—
小計		3	0	2	0	3	4	0	3	0
合計		6	0	4	2	6	14	0	3	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成20年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道		○	—	○	—	○	○	○	—	—
北青森		○	—	○	—	○	○	○	—	—
岩手		○	—	○	—	○	○	○	—	—
宮城		○	—	○	—	○	○	○	—	—
秋田		○	—	○	—	○	○	○	—	—
山形		○	—	○	—	○	○	○	—	—
福島		○	—	○	—	○	○	—	—	—
茨城		○	—	○	—	○	○	○	○	—
栃木		○	—	○	—	○	○	○	○	—
群馬		○	—	—	—	○	○	○	—	—
埼玉		○	—	○	—	○	○	○	○	—
千葉		○	—	○	—	○	○	○	○	—
東京都		○	—	○	—	○	○	○	○	—
神奈川県		○	—	○	—	○	○	○	○	—
新潟		○	—	○	—	○	○	—	○	—
富山		○	—	○	—	○	○	○	○	—
石川		○	—	○	—	○	○	○	○	—
福井		○	—	○	—	○	○	○	—	—
山梨		○	—	○	—	○	○	—	○	—
長野		○	—	○	—	—	○	○	○	—
岐阜		○	—	○	—	○	○	—	—	—
静岡県		○	—	○	—	○	○	○	—	—
愛知県		○	—	○	—	○	○	—	—	—
三重		○	—	○	—	○	○	—	—	—
滋賀		○	—	○	—	○	○	—	○	—
京都		○	—	○	—	○	○	—	○	—
大阪		○	—	○	—	—	○	—	—	—
兵庫県		○	—	○	—	○	○	—	—	—
奈良		○	—	○	—	○	○	—	—	—
和歌山		○	—	—	—	○	○	—	—	—
鳥取		○	—	○	—	○	○	○	—	—
島根		○	—	○	—	○	○	○	—	—
岡山		○	—	○	—	○	○	—	—	—
広島		○	—	—	—	○	○	○	—	—
山口		○	—	○	—	○	○	—	—	—
徳島		○	—	○	—	○	○	○	—	—
香川		○	—	○	—	○	○	○	—	—
愛媛		○	—	○	—	○	○	○	—	—
高知		○	—	○	—	○	○	○	—	—
福岡		○	—	—	—	○	○	○	○	—
佐賀		○	—	—	—	○	○	—	○	—
長門		○	—	○	—	○	○	—	○	—
熊本		○	—	—	—	—	○	○	—	—
大分		○	—	—	—	○	○	○	○	—
宮崎		○	—	○	—	○	○	○	○	—
鹿児島		○	—	○	—	○	○	○	○	—
沖縄		○	—	○	—	○	○	—	○	—
連合		—	—	○	—	—	—	—	○	—
計		47	0	41	0	44	47	30	21	0

2 福祉事業の平成20年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	3,388,859	負 担 金	30,639,906
厚 生 費	29,102,188	掛 金	29,983,477
旅 費	82,291	補 助 金	4,869,784
事 務 費	465,722	施 設 収 入	1,445,438
減 価 償 却 費	501,261	利 息 及 び 配 当 金	749,137
助 成 金 及 び 交 付 金	4,283	そ の 他	21,070,103
医 療 経 理 へ 繰 入	2,975,392		
宿 泊 経 理 へ 繰 入	9,757,156		
物 資 経 理 へ 繰 入	20,000		
そ の 他	23,659,397		
合 計 (A)	69,956,549	合 計 (B)	88,757,845
		差 引 (B) - (A)	18,801,296

(2) 医療経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	23,565,494	施 設 収 入	1,222,120
旅 費	33,484	保 険 患 者 収 入	2,186,823
事 務 費	196,732	一 般 患 者 収 入	96,930
事 業 用 消 耗 品 費	297,679	内 部 患 者 収 入	1,009,697
薬 品 費	9,641,610	検 診 収 入	177,899
医 療 材 料 費	3,710,991	入 院 診 療 収 入	28,371,062
飲 食 材 料 費	459,329	外 来 診 療 収 入	16,813,108
光 熱 水 料	1,216,183	雑 診 療 収 入	207,840
減 価 償 却 費	4,579,811	利 息 及 び 配 当 金	126,706
修 繕 費	651,231	保 健 経 理 より 繰 入	2,975,392
内 部 患 者 割 引 費	344,844	そ の 他	1,263,694
負 担 金	234,449		
支 払 利 息	125,626		
そ の 他	26,562,274		
合 計 (A)	71,619,737	合 計 (B)	54,451,271
		差 引 (B) - (A)	-17,168,466

(3) 宿泊経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	10,595,631	補 助 金	620,117
旅 費	64,301	寄 附 金	2,022
事 務 費	346,045	施 設 収 入	57,400,492
商 品 仕 入	2,821,208	商 品 売 上	3,840,179
事 業 用 消 耗 品 費	1,701,546	利 息 及 び 配 当 金	836,139
飲 食 材 料 費	10,795,819	賃 貸 料	1,213,449
光 熱 水 料	5,136,487	保 健 経 理 よ り 繰 入	9,757,156
燃 料 費	404,625	そ の 他	2,834,221
減 価 償 却 費	9,911,155		
修 繕 費	1,392,418		
賃 借 料	1,911,854		
委 託 管 理 費	3,819,398		
負 担 金	2,763,678		
支 払 利 息	803,844		
そ の 他	23,084,670		
合 計 (A)	75,552,679	合 計 (B)	76,503,775
		差 引 (B) - (A)	951,096

(4) 住宅経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	394,380	補 助 金	200
旅 費	6,975	施 設 収 入	28,112
事 務 費	67,356	利 息 及 び 配 当 金	2,474,320
減 価 償 却 費	61,650	そ の 他	439,198
負 担 金	7,055		
支 払 利 息	1,354,899		
そ の 他	584,549		
合 計 (A)	2,476,864	合 計 (B)	2,941,830
		差 引 (B) - (A)	464,966

(5) 貯金経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,743,793	利 息 及 び 配 当 金	53,234,977
旅 費	30,420	保 険 手 数 料	36,558
事 務 費	189,604	そ の 他	1,786,240
支 払 利 息	43,476,230		
そ の 他	1,575,274		
合 計 (A)	47,015,321	合 計 (B)	55,057,775
		差 引 (B) - (A)	8,042,454

(6) 貸付経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	3,718,796	貸 倒 引 当 金 戻 入	3,914
厚 生 費	6,335	団 体 信 用 生 命 保 険 配 当 金	1,049,735
旅 費	48,652	団 体 信 用 生 命 保 険 特 約 保 険 料	169,547
事 務 費	346,416	保 険 料 充 当 金	3,547,639
保 険 料	8,062,254	保 険 負 担 金	-
貸 付 金 保 険 料	1,575,792	そ の 他	84,028,904
負 担 金	440,748		
支 払 利 息	61,829,249		
そ の 他	10,476,050		
合 計 (A)	86,504,292	合 計 (B)	88,799,739
		差 引 (B) - (A)	2,295,447

(7) 物資経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	671,639	施 設 収 入	533,186
旅 費	6,205	商 品 売 上	8,083,149
事 務 費	48,689	商 品 販 売 益	139,652
商 品 仕 入	7,589,759	手 数 料	-
飲 食 材 料 費	160,252	販 売 手 数 料	5,095
販 売 費	21,146	受 託 商 品 手 数 料	521,082
減 価 償 却 費	14,719	利 息 及 び 配 当 金	97,625
負 担 金	132,797	広 告 料	8,596
支 払 利 息	420,488	保 健 経 理 よ り 繰 入	20,000
そ の 他	1,049,173	そ の 他	627,173
合 計 (A)	10,114,867	合 計 (B)	10,035,558
		差 引 (B) - (A)	-79,309

(8) 財形経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	-	補 助 金	-
旅 費	-	利 息 及 び 配 当 金	66
事 務 費	156	そ の 他	9,510
支 払 利 息	9,592		
そ の 他	4		
合 計 (A)	9,752	合 計 (B)	9,576
		差 引 (B) - (A)	-176

Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

〔Ⅰ〕 地方議会議員の概況

平成 20 年度末現在の地方議会議員の総数は 37,758 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,733 人、市議会議員共済会 21,766 人、町村議会議員共済会 13,259 人である。

〔Ⅱ〕 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足以来、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされた。

平成 20 年度における掛金率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額
の 100 分の 13.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.0、
特別掛金の率は、都道府県議会議員共済会が期末手当の 100 分の 2.0、市議
会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 7.5、地方公共団体の負担
金率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額
の 100 分の 10.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.5（市町村合併に伴う激変緩和分 100 分の 4.5 を含む。）となっている。

〔Ⅲ〕 収支の概況（給付経理）

平成 20 年度の収支の状況は、収入 612 億円、支出 726 億円で、差引 114 億円の赤字となっている。収入の主な内訳は、負担金 268 億円（全体の 43.9%）、掛金 267 億円（同 43.6%）、特別掛金 46 億円（同 7.6%）、利息及び配当金 8 億円（同 1.2%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 538 億円（全体の 74.1%）、退職一時金 13 億円（同 1.7%）、遺族年金 161 億円（同 22.1%）、遺族一時金 1 億円（同 0.2%）となっている。